

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 企業を超えた連携と情報共有により共存共栄し、サプライチェーン全体で高い付加価値の創出を目指します。
- サプライチェーン企業間で連携し、災害時の事業継続に向けた復旧支援を行います。
- 持続的な社会の実現に向け、M&A 実施を含めた事業承継支援に取り組んでまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

労務費の上昇を適切に価格へ反映するため、親事業者・下請事業者の両立場を踏まえた価格交渉の方針を策定します。親事業者としては、下請事業者からの労務費上昇に関する要請に対し、根拠資料（賃金台帳、業界平均、原価構成など）を尊重し、協議に応じる姿勢を明確にします。

交渉に際しては、公開情報や業界指標に基づいた合理的な判断を行い、取引関係の継続性と信頼性を重視します。

一方、下請事業者としては、労務費上昇の背景や影響を明確にし、親事業者に対して根拠資料を提示した上で、協調的な価格交渉を行います。交渉の際には、単なる値上げ要請ではなく、業務効率化や品質維持のための必要性を説明し、納得性のある提案をします。

社内では、営業・調達部門に対して価格交渉に関する教育を実施し、交渉力と説明力の向上を図ります。また、見積書や契約書に労務費項目を明示し、価格構成の透明性を確保します。交渉結果は社内計画に反映し、経営層への定期報告を通じて全社的な推進体制を構築します。

このような取組により、親事業者・下請事業者双方が納得できる価格交渉を実現し、健全な取引環境の維持と労務費の適正な転嫁を推進します。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025年7月23日

株式会社三共機械工業

代表取締役社長 三宅 務

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。